

田川市立病院開放病床等 共同利用の手引き

(平成23年1月策定)

(平成23年3月改定)

(令和4年11月改定)

(令和5年7月改定)

田川市立病院

目 次

I 開放病床等の共同利用について	P. 1
1 目的	
2 共同利用制度（下記Ⅱ～Ⅳ参照）	
3 登録医について	
4 登録医の活動	
5 旅費	
6 業務災害・医事紛争	
Ⅱ 紹介患者診療型	P. 3
1 紹介患者診療型	
2 対象患者	
3 開放病床	
4 受入診療科	
5 入院手続き（事前調整）	
6 共同指導（診療）	
7 診療録の記録	
8 終了後	
9 退院	
10 診療報酬の請求について	
11 登録医の報酬について	
Ⅲ 施設利用型	P. 7
1 医療機器の共同利用	
2 手術室の共同利用	
3 施設の共同利用	
4 閲覧	
Ⅳ 研修会等の参加について	P. 9
1 対象研修会等	
2 利用時の手続き	

I 開放病床等の共同利用について

1 目的

田川市立病院（以下「当院」という。）の開放病床は、急性期・高度医療の治療を行う病床で、登録医と当院担当医が相互に医学の研鑽を図り、包括的で一貫性のある安全で良質な医療を提供する事を目的としております。

2 共同利用制度

共同利用制度は次の3種類があります。(1)及び(2)については、事前に登録医となる必要があります。

- (1) 紹介患者診療型・・・(後記Ⅱ P. 3)
- (2) 施設利用型・・・・・・(後記Ⅲ P. 7)
- (3) 研修会等の参加・・・(後記Ⅳ P. 9)

3 登録医について

(1) 登録の手続き

- ア 「登録医申請書」（様式第1号）を当院病院長（医療支援センター）へ提出してください。（FAX可）
- イ 登録を承認後、当院病院長が「登録医証」（様式第2号）を交付します。「登録医証」は当院医事課担当者が発行し送付します。

(2) 登録医の要件

- ア 田川保健医療圏及びその近隣の医療圏内に所在する医療機関等の医師であること。
- イ 保険医の届出を行っていること。
- ウ 開放病床の趣旨を理解し、「田川市立病院開放病床設置運営要綱」及び関係法令等を遵守できること。

(3) 登録期間

登録医の登録期間は1年間とします。ただし、年度の途中から登録された場合は、登録日の属する年度の末までとします。なお、登録期間は登録医と当院の双方に特別の事情がない限り、自動更新となります。

(4) 登録内容の変更・登録の辞退

登録内容を変更する場合又は登録を辞退する場合は、速やかに田川市立病院長宛にその旨を届け出てください。様式は任意です。

4 登録医の活動

登録医は、当院の組織には属しませんが、次のような活動を行うことができます。

- (1) 御紹介いただいた、当院に入院中の患者（以下「当該患者」という。）に対して、副

主治医として当院の担当医（以下「担当医」という。）と共同指導（診療）を行うこと。

- (2) 当該患者の診療情報の閲覧
- (3) 臨床検討会への参加
- (4) 共同指導（診療）に係る院内施設の利用
- (5) 当該患者の診療，退院等に関して，関係職員とのカンファレンスを行うこと。
- (6) 登録医以外の者が手術等の診療に参加する場合は，事前に医療支援センターに申し出てください。病院長の指示により判断することとします。

5 旅費

- (1) 共同利用制度を利用する登録医に対する旅費は支給しません。

6 業務災害・医事紛争

- (1) 医事紛争が発生した場合，両者が連携を密に協力して対処することとします。
- (2) 損害賠償や医療裁判に進展した場合は，それぞれが加入している損害賠償保険によって処理することとします。
- (3) 共同指導（診療）の実施に関連して生じた登録医の業務災害は，出張中の災害となるため，登録医において処理をお願いします。

II 紹介患者診療型

1 紹介患者診療型

当該患者を紹介していただいた登録医と担当医が共同して指導（診療）を行います。当該患者の治療状況の確認、診療、カンファレンス等を共同で行うことにより、当該患者がより安心して治療を受けていただくことができ、また、当院を退院後、かかりつけの医師による診療が円滑に行われるような医療の提供を目指します。

2 対象患者

対象となる患者は、当院が診療すべき高度な医療や急性期医療等を必要とする患者とします。専門的な治療や検査を要しない（単に療養を目的とした）慢性疾患患者は対象となりません。

なお、開放病床が満床で、一般病床へ入院する場合は共同指導（診療）の対象外とします。

3 開放病床

一般病床 5 床

〔 4 階東病棟（405号・412号）、5 階東病棟（512号、513号）、
5 階西病棟（542号） 〕

※上記 5 床のみ開放病床として利用可能です。

※病棟は、該当する診療科の主たる病棟を利用します。

4 受入診療科

循環器内科、消化器内科、腎臓内科、呼吸器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、総合診療科、麻酔科、歯科・歯科口腔外科

※ 眼科、放射線科は除きます。

5 入院手続き（事前調整）

(1) 事前に医療支援センターで開放病床の空床状況を御確認ください。

※田川市立病院は、所定の開放病床を利用できるよう、病床調整に努めること。

(2) 開放病床の利用や開放型病院共同指導料等について患者に説明し、患者の同意を得たうえで申し込みください。

開放型病院共同指導料（I）は当院における入院費の患者自己負担分とは別に貴院において支払いとなりますので、その旨も説明してください。

(3) 「開放病床利用届出書」（様式第 5 号）に必要事項を記載のうえ、医療支援センターに FAX 送信してください。

※開放病床利用届出書は、診療情報提供書に「開放病床利用」と記入したものでも差し支えありません。

※受付時間は原則として、平日の午前9時から午後5時までの間です。

上記の時間以外にFAX送信された場合は、連絡が後日となることがありますので、御了承ください。

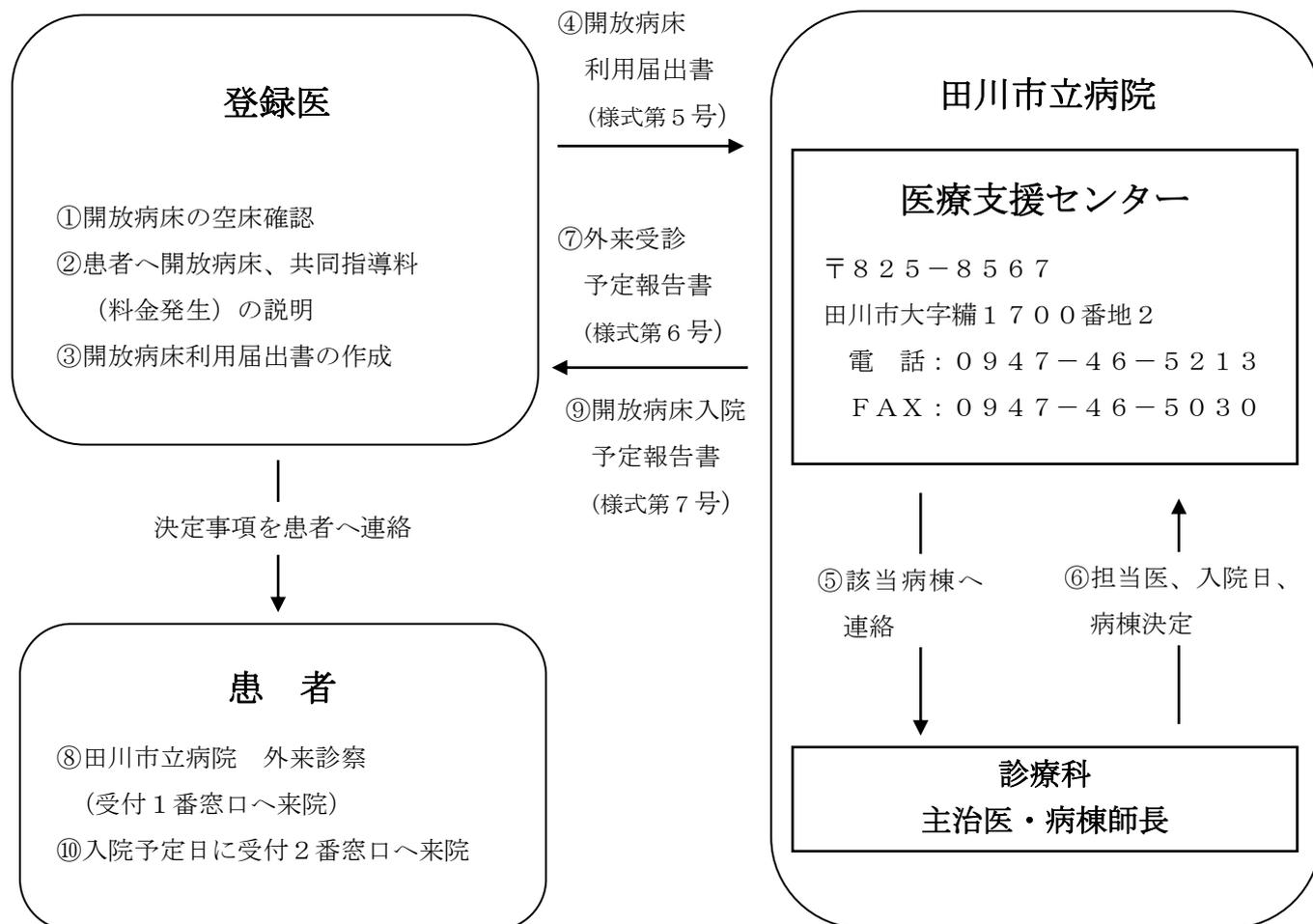
(4) 当院担当医と日程調整後、「外来受診予定報告書」(様式第6号)を貴院にFAX送信します。

※開放病床の利用は、原則として予定入院のみを対象とします。このため、患者には、原則として一度外来受診をしていただき、入院予定日等を決めるとともに、入院の案内をします。

※ただし、緊急入院の場合はこの限りではない。

(5) 担当医による入院オーダーを確認後、医療支援センターが登録医宛てに「開放病床入院予定報告書」(様式第7号)をFAX送信します。

※「画像結果」「検査結果」等は、入院当日の提出を原則としますが、必要に応じて事前に提出していただくこともあります。



- (1) 事前に共同指導（診療）の希望日時を電話などで医療支援センターにお知らせください。
- (2) 日程調整後、「開放病床共同指導（診療）日程報告書」（様式第8号）を医療支援センターからFAX送信します。
- (3) 来院時
 - ア 最初に当院1階「受付窓口」にお越してください。
医療支援センターへご案内します。
 - イ 医療支援センターにて、「登録医来院簿」（様式第9号）に記入をお願いします。
医療支援センター職員が登録医控室（2階 医局内）に御案内します。
 - ウ 名札を御着用ください。
 - エ 白衣は医療支援センターに用意しております。なお、白衣はお持ちいただいてもかまいません。
※時間外にお越しになる場合は、別途御案内いたします。
- (4) 準備が整い次第、病棟へ案内いたします。
※病棟での診療補助は、原則として病棟看護師長が担当します。
- (5) 共同指導（診療）の手順
 - ア 当該患者の診療録の閲覧
病棟看護師等に声をかけてください。
 - イ 当該患者の診察
状態を評価し、今後の治療方針等をお話してください。
必要に応じて、担当医、看護師等とカンファレンスを行います。
- (6) 共同指導（診療）の時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時までの間とします。これ以外の日時を希望する場合は御相談ください。担当医と協議します。

7 診療録の記録

- (1) 登録医は共同指導（診療）の内容を電子カルテに記載してください。
- (2) 貴院の診療録にも同様に診療内容を記載してください。
- (3) 診療録の写しが必要な場合は、お申し出ください。

8 終了後

- (1) 時間内（午前8時30分から午後5時）のお帰り
お帰りの際は、登録医控室（2階 医局内）で更衣して白衣、名札、控室ロッカーの鍵を医療支援センターへ返却してください。名札を医療支援センターに返却し、「登録医来院簿」（様式第9号）に帰院時刻を記入してください。
- (2) 時間外（上記以外の時間）のお帰り

- ア 最初に登録医控室（2階 医局内）で更衣してください。
- イ その後、当院1階「時間外受付窓口」にお越してください。白衣、名札、控室ロッカーの鍵を返却し、「登録医来院簿」（様式第9号）に帰院時刻を記入してください。

9 退院

患者は退院後、できるだけ紹介元にお帰りいただきます。

10 診療報酬の請求について

- (1) 開放病床に患者を入院させると開放型病院共同指導料（Ⅰ）が請求できます。共同指導日数は、開放型病院共同指導料算定表（様式第10号）（以下「共同指導料算定表」という。）に記載された日数です。
- (2) 登録医は、共同指導料算定表や貴院診療録等に基づいて、病名、診療日数をレセプトに転記し、診療報酬の保険請求をしてください。
※当院は月単位で共同指導料算定表を作成し報告します。患者の退院後2日以内（土日・祝日を除く）、又は、入院が月をまたぐ場合は翌月初日（土日・祝日を除く）に登録医にFAX送信します。
- (3) 開放型病院共同指導料（Ⅰ）の患者負担分については、退院後、登録医が当該患者に請求してください。
- (4) 退院時

開放病床に入院した患者が退院する際に、貴院の看護師等が来院し、退院後の在宅療養上必要な指導を共同して行った場合、退院時共同指導料1を算定できます。

ただし、入院期間中に開放型病院共同指導料（Ⅰ）を算定していた場合は、算定できません。

11 登録医の報酬について

登録医が手術を実施した場合は、「Ⅲ 施設利用型 2の(4)」（P. 8）の規定により報酬をお支払いいたします。

Ⅲ 施設利用型

1 医療機器の共同利用

(1) 利用可能な施設・設備

医療機器（C T, M R I など）、内視鏡室など

(2) 利用対象者

当院の共同利用制度における登録医

(3) 利用可能日時

原則、平日（当院診療日）の午前8時30分から午後5時まで

(4) 利用手順

利用を希望する場合は、事前に医療支援センター宛に「施設・設備共同利用申請書（様式第14号）」をF A X送信してください。当院で調整後、医療支援センターから利用について連絡いたします。

※登録医は、事前に患者に検査目的や注意事項を説明していただくようお願いします。

※患者は、検査当日、予約時間の15分前までに医療支援センターにおいでいただきます。

※検査終了後、検査フィルム及び読影報告書を患者にお渡しします。検査結果説明は、登録医からお願いします。患者の都合で、当院から貴院へ郵送させていただく場合もあります。

※登録医が、自ら検査を行うことも可能ですが、当院関係者と十分な協議をしておいてください。

2 手術室の共同利用

(1) 利用対象者

当院の共同利用制度における登録医

(2) 利用可能日時

原則、平日（当院診療日）の午前8時30分から午後5時まで

(3) 利用手順

利用を希望する場合は、事前に医療支援センター宛に「施設・設備共同利用申請書（様式第14号）」をF A X送信してください。当院で調整後、医療支援センターから利用について連絡いたします。

※登録医は、事前に患者に十分な説明をし、書面にて承諾を得ておいてください。

※原則的には、当院のシステムで対応させていただきます。執刀、助手、見学のいずれも可能ですが、当院関係者と充分なご協議をしておいてください。

(4) 診療報酬の請求について

当院から保険者に請求いたします。登録医が手術の執刀、助手をした場合の登録医への報酬については、下記のとおり定めた金額を、後日当院からお支払いいたします（原則として銀行振込といたします）。

執刀された場合	手術料の2分の1 (但し上限100,000円)
助手の場合	手術料の4分の1 (但し上限25,000円)

3 施設の共同利用

(1) 利用可能な施設・設備

図書室，講堂，会議室など

(2) 利用対象者

当院の共同利用制度における登録医

(3) 利用可能日時

原則、平日（当院診療日）の午前8時30分から午後5時まで

(4) 利用手順

利用を希望する場合は、事前に医療支援センター宛に「施設・設備共同利用申請書（様式第14号）」をFAX送信してください。当院で調整後、医療支援センターから利用について連絡いたします。

4 閲覧

(1) 閲覧可能な諸記録

ア 共同利用の実績

イ 救急医療の提供の実績

ウ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

エ 閲覧の実績

オ 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績等

(2) 申請方法

利用を希望する場合は、事前に医療支援センター宛に「閲覧申請書（様式第15号）」をFAX送信してください。当院で調整後、医療支援センターから利用について連絡いたします。なお、患者の個人情報に害する恐れがあると判断し、閲覧等を拒否する場合はその旨を連絡します。

(3) 利用可能日時

平日（当院診療日）の午前8時30分から午後5時まで
診療時間外及び休診日に利用する場合は、事前に医療支援センターに御相談ください。
担当医と協議のうえ連絡します。

IV 研修会等の参加について

当院が行う研修，講習会，症例研究等の活動を地域医療機関の従事者等に開放し，相互研鑽を図るもので，共同して研鑽を進め，地域の医療の向上を目指します。

1 対象研修会等

当院において地域医療機関の従事者等の資質向上を図るため企画実施する研修会・講習会・研究会等とし，各医療機関へ広報します。

参加の際には，事前にお申込みが必要となる場合があります。

2 利用時の手続き

会場において参加者名簿に必要事項を記入して下さい。

※御要望・御不明な点等ございましたら，下記まで御連絡ください。

〒825-8567

福岡県田川市大字糺1700番地2

田川市立病院

電 話 0947-44-2100（代表）

FAX 0947-45-0715

医療支援センター

電 話 0947-46-5213（直通）

0120-100-446（フリーダイヤル）

FAX 0947-46-5030（直通）

0120-551-920（フリーダイヤルFAX）